

## 赤穂市文化・スポーツ合宿等宿泊助成金 Q&A

**Q 1** どんな団体が助成の対象となりますか？

A 文化芸術活動又はスポーツ競技に係る練習又は研修等を実施する団体。  
小学、中学、高校、大学、専門学校、企業等のクラブやサークル など

**Q 2** 合宿を実施する団体は市内、市外問わず助成対象となりますか？

A 助成対象となります。

**Q 3** 文化芸術活動にはどのようなものが該当しますか？

A 例として以下のものが該当しますが、詳しくはお尋ねください。

(例)・文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊

・映画、漫画、アニメーション等電子機器等を利用した芸術

・講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱

・茶道、華道、書道等の生活に係る文化、囲碁、将棋その他の国民的娯楽

・その他上記に類するもの

**Q 4** 文化・スポーツ施設を使わない活動（写真、ランニング、自転車など）の合宿については、対象となりますか？

A 申請書や聞き取りにより活動内容を確認し、一般的に文化・スポーツ活動と判断できるものについては、対象となります。

**Q 5** 大会やコンクールなどでの宿泊経費は助成対象となりますか？

A 助成対象になりません。

**Q 6** 合宿で使用する施設の使用料や交通費などは助成対象となりますか？

A 助成対象になりません。助成対象となるのは、合宿等の実施に伴う宿泊施設の宿泊に要する経費のみが対象となります。

**Q 7** いつまでに申請すればよいですか？合宿終了後に申請は可能ですか？

A 合宿開始前の2週間前までを目安に申請してください。合宿終了後の申請書は受理できません。

**Q 8** 現金での助成金受領は可能ですか？

A 原則、現金での交付はできません。請求書に記載の振込先へ振り込みとなります。

**Q 9** 予算が無くなった場合、助成金はもらえないのですか？

A 予算の範囲内での助成を予定しているため、予算を超える場合は交付できません。

**Q 10** 1年間のうち合宿を2回以上実施する場合は、それぞれの合宿が助成対象となりますか？

A 対象となります。ただし、1回ごとの合宿において、要綱で定めた要件に該当す

る必要があります。

**Q11 合宿参加者が多いため複数の宿泊施設に分散して合宿を実施する場合、宿泊施設ごとに助成対象となりますか？**

**A** 宿泊施設ごとには対象となりません。宿泊施設が複数ある場合でも、合宿内容等が同じである場合は、1つの合宿とみなし1団体として申請していただくこととなります。この場合の宿泊数は、それぞれの宿泊施設の宿泊数を合算した数となります。ただし、助成金の上限は、1団体1回当たり10万円以内とします。

**Q12 複数の団体が合同で合宿を行う場合は、それぞれの団体ごとに申請できますか？**

**A** 複数の団体で行う合宿であっても、同じ合宿であれば、それぞれの団体ごとではなく、1つの合宿とみなし1団体として代表者が1つの申請をすることとなります。

**Q13 大会出場と合宿を連続して実施する場合、助成対象となりますか？**

**A** 合宿の日程部分が2泊以上であれば、その日程における宿泊数のみ対象となります。1日のうち大会と合宿が両方実施される場合は、その主たる方（時間が長い方）がどちらかで判断することとします。

**Q14 合宿の日程が年度をまたぐ場合は、助成対象となりますか？**

**A** 3月31日までに実施完了となるものを助成対象としておりますので、原則対象にはなりません。ただし、3月31日までに2泊以上する場合はその部分のみ助成対象となります。

例 3月29日から4月1日（3泊4日）の合宿の場合  
29日、30日の2泊分は対象となります。

**Q15 どのような場合に変更承認申請書が必要になりますか？**

**A** 開催内容や日程が変更となる場合や延べ宿泊者数が交付決定時より20%以上増減する場合は、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

**Q16 助成金の交付について、宿泊先での精算はできますか？**

**A** 合宿終了後、実績報告書や収支決算書、宿泊経費に関する領収書、宿泊証明書に基づき交付金額を確定するので、申請者が直接請求する必要があります。

(問合せ先)

兵庫県赤穂市役所産業振興部観光課

〒678-0239 兵庫県赤穂市加里屋81番地

TEL : 0791-43-6839 FAX : 0791-46-3400

e-mail : kankou@city.ako.lg.jp